

こんにちは！ 地域包括支援センターです

地域包括支援センターでは、市で行っている介護予防教室や地域で開いている高齢者サロン、健康づくりに取り組んでいる自主グループなどを紹介しながら、元気な生活を維持するための相談や介護予防プランの作成をしています。

生活機能の低下を感じたら、地域包括支援センターにご相談ください。

生活機能評価の印が押されている健康診査受診票が届いたら
健診を必ず受けましょう

生活機能評価
同時実施

75歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方を対象として4月初めに市から送付した基本チェックリストに、現在の健康状態を記入して返送していただきました。

その結果、足腰の力や口の働きが弱っているなど、生活機能の低下が見られた方には、後期高齢者健診と同時に生活機能評価を受けていただくための受診票（印が押してあります）を送りました。



これは、状態が悪くなることを防ぎ、元気な生活を維持するために介護予防事業へ参加してよいか医師に確認するためのものです。早めに対応することが大切です。速やかに健診を受けましょう。

健診の結果、「介護予防事業の利用が望ましい」と医師が判断した場合は、介護予防事業への参加について相談をしていくため、地域包括支援センターから連絡をします。

※生活機能とは、身体や心の状態を含めた日常生活全般の活動のことです。屋内外の移動や栄養・口の働き、理解力、家事、家族や社会の中での役割など、生活していくうえで必要なあらゆることを含んでいます。

問合せ／富士見市中央地域包括支援センター
（高齢者福祉課内）☎049-252-7108
地域包括支援センターむさしの
（特別養護老人ホームむさしの内）☎049-255-6320

雇用保険制度の改正について

おもな改正事項は以下のとおりです。

- 短時間就労者、派遣労働者の雇用保険の適用範囲を拡大（平成22年4月1日施行）

〈旧〉・6か月以上の雇用見込みがあること
・1週間の所定労働時間が20時間以上であること



〈新〉・31日以上以上の雇用見込みがあること
・1週間の所定労働時間が20時間以上であること

- 雇用保険料率の変更（平成22年4月1日施行）
- 雇用保険に未加入とされた方の適用期間の改善（今後施行予定）

詳しい改正内容などについては、埼玉労働局職業安定課または最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。また、改正内容については、厚生労働省ホームページでも確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>

問合せ／ハローワーク川越（川越公共職業安定所）

☎049-242-0197

しののめの里 動物火葬のお知らせ

入間東部広域斎場しののめの里では、動物専用の火葬炉で、個別に愛がん動物の火葬を行っています。

料金は富士見市・ふじみ野市・三芳町にお住まいの方は、1体につき20,000円です。

なお、火葬から取骨まではおおむね1時間かかります。専用の待合室もありますのでご利用ください。

申込み・問合せ／入間東部
広域斎場しののめの里
☎049-275-3030



税務職員（国家公務員Ⅲ種）募集

受験資格／平成元年4月2日～平成5年4月1日生まれの方
申込み／6月22日（火）～29日（火）に人事院関東事務局

（☎048-740-2006）に申込書を提出

※申込書は川越税務署にもあります。

問合せ／川越税務署 総務課 ☎049-235-9411

INFORMATION FUJIMINO 「インフォメーションふじみの」

6月号のテーマは「知っていましたか？妊婦検診や出産にかかるお金が少なくなったことを」

中国語、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語（フィリピンの言語）、日本語の7か国語でお知らせしています。日本語がよく分からない近くの外国人に教えてください。その方にとって役立つ母国語による生活情報になっています。

協力：認定NPO法人ふじみの国際交流センター

〒356-0004 富士見野市上福岡5-4-25（上福岡駅から徒歩5分） ☎049-256-4290 <http://www.ficcc.jp>

（ふじみの国際交流センターが毎月発行する
外国人の方のための生活情報誌）

6月 無料相談

市内在住在勤の方を対象にした各種無料相談です。
 ☎は予約が必要です。市役所は☎049-251-2711です。

種類	内容	相談員	とき	申込み・問合せ・場所
一般・行政・人権	日常生活や行政、人権に関すること	行政相談委員 人権擁護委員	毎週木曜 午前10時～正午、午後1時～3時	市民相談室 ☎④272
☎法律（弁護士）	法律に関すること	弁護士	毎週水曜 午後1時～4時 ※場所は鶴瀬駅西口サンライトホール 毎週金曜 午後1時～4時 ※場所は市民相談室	
☎法律（司法書士）	登記、成年後見、法的手続きや裁判書類に関すること	司法書士	第1・3火曜 午前10時～正午	
☎税務相談	相続、贈与、所得などの税務一般	税理士	第4火曜 午後1時～4時	
☎女性相談	家庭問題、夫婦、暴力などで不安や悩みのある女性	心理カウンセラー	第1・3火曜 午後1時30分～4時30分	
住宅増改築相談	増改築・修繕や地震・バリアフリー住宅など	建設業者団体の専門家	第2火曜 午後1時～4時	
不動産相談	原状回復、瑕疵、売買・賃貸契約など不動産に関すること	不動産無料相談員	第4月曜 午後1時～4時	
消費生活相談	契約上のトラブルや多重債務など	消費生活相談員	毎週月～金曜 午前10時～正午、午後1時～3時30分	市民相談室 ☎049-252-7181
外国籍市民生活相談	日常生活についての相談	ふじみの国際交流センター職員	毎週水・金曜 午前10時～午後1時	ふじみの国際交流センター ☎049-269-6450
マンション管理（予約優先）	管理組合の運営やペット、騒音など	マンション管理士など	第2月曜（祝日の場合は翌日） 午後1時～4時	建築指導課 ☎④418
☎耐震改修・リフォーム	在来工法の木造2階建住宅の耐震化	一級建築士など	第3月曜 午後1時～4時	建築指導課 ☎④422
内あっせん	あっ旋や求人、苦情相談など	内職相談員	毎週水・金曜 午前10時～正午、午後1時～3時	産業振興課 ☎④264
中小企業経営	金融・労働・下請け・受注など事業者からの相談	富士見市商工会	毎週月～金曜 午前9時～午後4時	富士見市商工会 ☎049-251-7801
介護・権利擁護など	高齢者に関する総合的な相談、権利擁護など	地域包括支援センター職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分 毎週月～土曜 午前9時～午後5時	富士見市中央地域包括支援センター ☎049-252-7108 地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320
老人福祉・虐待（通報）	高齢者虐待の発見者からの通報、本人からの届出など	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	高齢者福祉課 ☎④389 （時間外 ☎049-251-2711）
		地域包括支援センター職員	毎週月～土曜 午前9時～午後5時	地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320
☎障害者就労支援	障害のある方の就労支援や職場での悩みの相談	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時	障害者就労支援センター ☎④338
☎児童相談	発達、発育、育児、不登校、非行など	家庭児童相談員 市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	障害福祉課 家庭児童相談室 ☎④337
教育相談	いじめ、不登校、就学、言語など	専任相談員など	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	教育相談研究室 ☎049-253-5313
乳幼児子育て相談（電話相談）	妊娠・出産・子育てなど、育児について	保健師	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	健康増進センター ☎049-252-3771
子育て相談（電話相談）	子育ての不安や悩みごと	保育士	毎週月～金曜 午前10時～午後3時	下記
		第一保育所 ☎049-251-6553 第五保育所 ☎049-251-9784 けやき保育園 ☎049-254-0022 勝瀬こばと保育園 ☎049-263-8800	第二保育所 ☎048-472-9174 第六保育所 ☎049-251-4741 子どものそのBaby ☎049-261-7077 子育て支援センター ☎049-251-3005（面接相談あり・要予約）	第三保育所 ☎049-252-4811 ふじみ野保育園 ☎049-256-8862 西みずほ台保育園 ☎049-268-5558

社会福祉協議会で行う相談 場所 市民福祉活動センター「ぱれっと」1階相談室・和室 相談日直通 ☎049-253-6700

在宅高齢者介護（さろん「温談」）	アルコール	ボランティア紹介窓口「ゆいっこ」
第2水曜午前10時～午後2時	毎週月曜午後7時～9時 第3水曜午前10時～午後3時	第2・4水曜午前10時～午後3時 ※ボランティア連絡会が運営しています。